

第53回山梨県環境保全審議会（平成30年12月19日開催）

審議事項(1)資料

第2次山梨県環境基本計画 中間見直し(素案)の概要について

森林環境総務課

第2次山梨県環境基本計画の中間見直し(素案)の概要について

1 環境基本計画について

- ・県では、県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な計画である第2次山梨県環境基本計画を平成26年3月に策定、環境保全の取組を進めてきた。本計画は、平成26年度から平成35年度までの10年間を計画期間としている。
- ・これまで、環境指標の達成状況について毎年度公表し、進捗評価を行っているが、計画の中間期である平成30年度にあたって、社会状況の変化等に対応するため、現行計画の見直しを行う。

2 中間見直しの基本的考え方

(平成30年8月1日開催 第52回環境保全審議会にて確認)

中間見直しであることから、基本目標や4つの目指すべき将来像は踏襲しつつ、国際情勢や国計画等の考え方を取り入れ、施策の展開等に反映

基本目標や目指すべき4つの将来像は踏襲

- ・基本目標 「県民の環で守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境」
- ・4つの目指すべき将来像 「環境負荷の少ない循環型の地域社会」
「安全・安心で快適な生活環境」
「生物多様性に富んだ自然共生社会」
「地球環境の保全に貢献する地域社会」

環境省「第五次環境基本計画」を反映した新規施策等を追加

- ・施策の展開(第5章・第6章)部分に環境省「第五次環境基本計画」を反映した新規施策等を追加

持続可能な開発目標(SDGs)の考え方の活用

- ・環境基本計画に記載する施策がSDGsのどのゴール(17)に貢献できるのか整理、明示 など

関連計画の状況を反映した見直し

- 環境基本計画策定後の関連計画の策定・改廃を反映した見直しを行う

上記変更に伴う環境指標の見直し

- 上記の変更を踏まえ、環境指標(項目・目標値等)の見直しを行う

3 中間見直し(素案)の概要

持続可能な地域社会の実現(SDGs達成)に向けて、次のとおり見直し環境省「第五次環境基本計画」を反映した新規施策等を追加

食品ロス対策

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品ロスを減らし、廃棄物の減少を推進(SDGsゴール12)

災害廃棄物処理対策

気候変動等により大規模災害が発生した際に生じる災害廃棄物の処理対策を追加(SDGsゴール11、13)

生物多様性戦略の策定

「山梨県生物多様性戦略」を策定し、生物多様性の保全を図る(SDGsゴール15)

気候変動対策

気候変動の影響への適応策等を追加し、強靱で持続可能な社会づくりを推進(SDGsゴール13)

水素利用の拡大

クリーンエネルギーである水素エネルギーの利用を拡大(SDGsゴール7、13)

ICTの活用及び人材育成

ICT等活用による効率化を進める(SDGsゴール9)

木材利用の拡大

県産材の利用拡大に向けた取組を進める(SDGsゴール11、12)

「水」を地域資源とした地域づくり・活性化

豊かな水資源を活用し、地域・産業の活性化を図る(SDGsゴール6、8)

プラスチックごみ対策

海洋中のマイクロプラスチックなどの原因となる使い捨てプラスチックのごみ対策を推進(SDGsゴール12、14)

各施策がSDGsのどのゴールに貢献できるか明示、整理表の追加

関連計画や現状の施策を反映した見直し

「やまなし「水」ブランド戦略」の策定等による見直し

環境指標の見直し

関連計画の策定等に伴う見直し(51項目中24項目見直し、1項目追加)

山梨県緑化計画(H26～H35)についても、SDGsに基づいて中間見直しを行います。

第2次山梨県環境基本計画の中間見直し(素案)の概要について

計画の基本目標

4つの目指すべき将来像

「県民の環で守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境」

物質循環

環境負荷の少ない循環型の地域社会

生活環境

安全・安心で快適な生活環境

自然環境

生物多様性に富んだ自然共生社会

地球環境

地球環境の保全に貢献する地域社会

国環境基本計画等を反映し追加した施策

名称の変更、追加をした項目

SDGsの考え方の活用



SDGsの達成により、地域社会の活性化や経済活動の充実と両立した環境対策を進めます。

様々な主体とのパートナーシップの強化

環境の保全と創造のための施策の展開

分野毎の施策の推進

共通的・基盤的施策の推進

環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり

- (1)生活様式等の転換の促進
- (2)資源の循環的な利用の促進
- (3)廃棄物の適正処理の推進

・食品ロス対策
・災害廃棄物処理対策

安全・安心で快適な生活環境づくり

- (1)大気汚染の防止
- (2)水質の保全
- (3)化学物質による環境汚染の防止
- (4)騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止
- (5)放射性物質の監視
- (6)魅力ある景観づくり

生物多様性に富んだ自然共生社会づくり

- (1)豊かな生物多様性を保全・再生する取組の推進
- (2)野生動植物の保護と適正な管理の推進
- (3)生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進
- (4)生物多様性の重要性への県民理解の増進と主体的な行動の促進

・生物多様性戦略の策定

地球環境の保全に貢献する地域社会づくり

- (1)地球温暖化の防止
- (2)クリーンエネルギーの導入促進
- (3)オゾン層の保護対策の推進

・気候変動対策
・水素利用の拡大

持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

- (1)多様な環境教育・環境学習・エネルギー教育の推進
- (2)人材の育成・活用
- (3)環境に関する活動の展開
- (4)協働取組の促進

環境の保全と創造のための基盤づくり

- (1)環境情報の総合的な収集・提供体制の確立
- (2)環境モニタリング・環境科学研究の推進
- (3)国際協力の推進
- (4)ICTの活用

・ICTの活用及び人材育成

重点的に取り組む施策

重点 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

- (1)多様な自然環境の保全
- (2)優れた景観の保全
- (3)富士北麓の不法投棄対策の推進

重点 健全な森林・豊かな緑の保全

- (1)森林の多面的機能の発揮の促進
- (2)森林環境教育の推進
- (3)緑化の推進
- (4)ふれあいの機会の提供

・木材利用の拡大

重点 持続可能な水循環社会づくり

- (1)健全な水循環の維持
- (2)水環境の保全
- (3)ふれあいの機会の提供
- (4)水を活かした地域づくり

・「水」を地域資源とした地域づくり・活性化

重点 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

- (1)美しい景観の保全・整備の推進
- (2)環境の保全に資する農業の推進

重点 廃棄物等の発生抑制等の推進

- (1)発生抑制等に関する役割や取組の明確化
- (2)不法投棄対策等の推進

・プラスチックごみ対策

重点 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進

- (1)野生鳥獣の保護管理の推進
- (2)鳥獣害防止対策の強化

重点 クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の推進

- (1)クリーンエネルギーの導入促進
- (2)省エネルギー対策

・水素利用の拡大

第2次山梨県環境基本計画「施策の方向」見直し(国計画を反映した施策)

食品ロス対策

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品ロスについて、事業者や消費者等の削減の取組を推進します。

分野	細節No	項目	施策No.	施策の方向(旧)
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1-2	資源の循環的な利用の促進	(10) 新規
2	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1-2	資源の循環的な利用の促進	(11) 新規

施策の方向(新)	担当課室
製造・流通・小売・消費の各段階で発生する食品ロスを削減するため、事業者・県民の意識啓発やフードチェーン全体での食品ロス削減の推進に取り組みます。	消費生活安全課 森林環境総務課
県民や事業者の自主的な減量や食品ロス削減の推進を図ります。	消費生活安全課 森林環境総務課

災害廃棄物処理対策

気候変動等により大規模災害が発生した際に生じる災害廃棄物について、対応計画・体制整備等を行います。

分野	細節No	項目	施策No.	施策の方向(旧)
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1-3	廃棄物の適正処理の推進	(6) 新規
2	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1-3	廃棄物の適正処理の推進	(7) 新規

施策の方向(新)	担当課室
災害時における廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するため、平常時、応急対応時、復旧・復興時における体制整備の充実を図ります。	環境整備課
発生した災害の状況や規模に応じ、必要となる広域的処理体制を迅速に構築するため、県内外における自治体間等の連携強化に努めます。	環境整備課

生物多様性戦略の策定

生物多様性基本法に基づき、「山梨県生物多様性戦略」を策定します。

分野	細節No	項目	施策No.	施策の方向(旧)
3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	3-1	豊かな生物多様性を保全・再生する取組みの推進	(7) 新規
3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	3-1	豊かな生物多様性を保全・再生する取組みの推進	(8) 新規
3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	3-2	野生動植物の保護と適正な管理の推進	(7) 新規
3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	3-3	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(4) 新規
3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	3-3	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(6) 新規

施策の方向(新)	担当課室
荒廃した人工林を間伐し、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導します。	森林環境総務課
長期間放置され、草木の繁茂により荒廃した里山林における不要木や侵入竹の除去等を行い里山を再生します。	森林環境総務課
オオキンケイギクなど特定外来生物の調査結果等を積極的に提供し、民間団体等との連携により、地域の取組みを促進します。	みどり自然課
山梨県緑化計画に、緑化の推進によるSDGsの目標達成やグリーンインフラの推進を新たに盛り込み、県民、企業・団体などの多様な主体と協働・連携して推進します。	みどり自然課
やまなしGAP(農業生産工程管理)手法導入基準書にもとづき、GAPの取組みを適切に実施している個人、法人、生産団体等を認証し、「安全・安心な農産物の生産」や「環境に配慮した生産」などを推進します。	農業技術課

第2次山梨県環境基本計画「施策の方向」見直し(国計画を反映した施策)

生物多様性戦略の策定 生物多様性基本法に基づき、「山梨県生物多様性戦略」を策定します。

分野	細節No	項目	施策No.	施策の方向(旧)
3	3-3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	(7)	新規
3	3-3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	(13)	新規
3	3-3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	(14)	新規
3	3-4	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	(5)	新規
3	3-4	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	(7)	新規

施策の方向(新)	担当課室
都市住民と地域住民との交流・連携を促進するとともに、里山に関わるNPO等と協働で森林ボランティア等の支援や里山の新たな利活用を図りながら、県民参加の里山活動を推進します。	みどり自然課
鳥獣害対策として捕獲したニホンジカのジビエや皮製品としての有効利用を推進します。	畜産課 地域産業振興課
生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークとして、甲武信ユネスコエコパークの登録を推進します。	みどり自然課
子供たちが、山梨の豊かな自然や多様な生物への理解を深め、それらに対する愛情をもつことができるように、郷土学習教材「ふるさと山梨」を活用した郷土学習の推進を図ります。	義務教育課
県民の貴重な財産である豊かな自然環境の保全や貴重な動植物の生態系を守るため、各種イベントやパンフレットなどを通じて適切な知識の普及を図ります。	みどり自然課

気候変動対策 気候変動に対し強靱で持続可能な社会づくりに貢献するため、気候変動の影響への適応策等を促進します。

分野	細節No	項目	施策No.	施策の方向(旧)
4	4-1	地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	(1)	「山梨県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民、民間団体、事業者、市町村との連携を図りながら実効性のある取組を推進します。
4	4-1	地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	(2)	新規
4	4-1	地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	(6)	日常生活に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、広報誌などによる情報提供、家庭における温室効果ガス削減対策の実践を促進させる取組を行います。

施策の方向(新)	担当課室
「山梨県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民、民間団体、事業者、市町村との連携を図りながら、「やまなしクールチョイス県民運動」など実効性のある取組を推進します。	エネルギー政策課
温室効果ガスを減らす「緩和策」に加え、温暖化による悪影響に備える「適応策」を「山梨県地球温暖化対策実行計画」において提示するとともに、本県の気候変動適応計画として位置づけ、農業・林業や健康など幅広い分野において取組を推進します。	エネルギー政策課
日常生活に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、広報誌などによる情報提供や環境家計簿アプリ「えこメモ」の普及を通じて、家庭における二酸化炭素排出量削減の取組を促進します。	エネルギー政策課

ICTの活用及び人材育成 ICT技術を活用し、効率化を進めるとともに新技術を活用できる人材育成を進めます。

分野	細節No	項目	施策No.	施策の方向(旧)
6	6-4	環境の保全と創造のための基盤づくり	(1)	新規

施策の方向(新)	担当課室
ICT技術を活用した効率的な森林調査手法の確立や集材現場における作業の効率化の研究を進めるとともに、これらの新技術を活用できる人材の育成を進めます。	県有林課 (森林総合研究所)

第2次山梨県環境基本計画「施策の方向」見直し(国計画を反映した施策)

木材利用の拡大

多面的機能をもつ森林を継続的に管理するため、安定的な消費を確保すべく木材の利用拡大を推進します。

分野	細節No	項目	施策No.	施策の方向(旧)
重2	健全な森林・豊かな緑の保全	重2-4	ふれあいの機会の提供	(3) 新規

施策の方向(新)	担当課室
公共建築物等の木造化・木質化の促進や普及啓発など、県産材の利用拡大に向けた取り組みを進めます。	林業振興課

「水」を地域資源とした地域づくり・活性化

「水」を地域資源として活用し、地域経済・産業の活性化等に貢献します。

分野	細節No	項目	施策No.	施策の方向(旧)
重3	持続可能な水循環社会づくり	重3-4	水を活かした地域づくり	(1) 新規
重3	持続可能な水循環社会づくり	重3-4	水を活かした地域づくり	(2) 新規

施策の方向(新)	担当課室
「水」を地域資源とした持続可能な地域づくりの実現を目指します。	森林環境総務課
「水」の魅力を活かした県のイメージアップや地域・産業の活性化を推進します。	森林環境総務課

プラスチックごみ対策

海洋中のマイクロプラスチックなどの課題に対応するため、使い捨てプラスチックのごみ対策を推進します。

分野	細節No	項目	施策No.	施策の方向(旧)
重5	廃棄物等の発生抑制等の推進	重5-2	不法投棄対策等の推進	(4) 新規

施策の方向(新)	担当課室
使い捨てプラスチック製品等の削減、プラスチックの代替品の利用促進、プラスチックごみの減量化、河川等の環境美化活動等を推進します。	森林環境総務課

水素利用の拡大

「やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップ」等に基づき、クリーンエネルギーである水素エネルギーの利用拡大を図ります。

分野	細節No	項目	施策No.	施策の方向(旧)
4	地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4-2	クリーンエネルギーの導入促進	(3) クリーンエネルギーである水素を活用する家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発を図るとともに、水素・燃料電池関連産業の集積と育成を図ります。
重7	クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の推進	重7-1	クリーンエネルギーの導入促進	(3) 再掲

施策の方向(新)	担当課室
「やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップ」に基づき、家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発による水素エネルギーの利用拡大、CO2フリー水素サプライチェーンの構築、水素・燃料電池関連産業の振興を図ります。	エネルギー政策課 新事業・ 経営革新支援課 企業局電気課
再掲	エネルギー政策課 新事業・ 経営革新支援課 企業局電気課

第2次山梨県環境基本計画「施策の方向」見直し(環境指標)

見直し前			
指標の項目	基準値	目標値	備考
大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄)	3/3 (H24)	3/3 (H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
大気汚染に係る環境基準達成率(一酸化炭素)	2/2 (H24)	2/2 (H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
大気汚染に係る環境基準達成率(浮遊粒子状物質)	12/12 (H24)	12/12 (H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化窒素)	11/11 (H24)	11/11 (H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
大気汚染に係る環境基準達成率(微小粒子状物質)	5/5 (H24)	6/6 (H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
エコドライブ宣言車両率	20.1% (H24)	22% (H30)	県内の自動車保有台数に占めるエコドライブ宣言車両の割合
水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD)	河川22地点中21地点(H24)	河川22地点中22地点(H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)	湖沼5地点中5地点(H24)	湖沼5地点中5地点(H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
ダイオキシン類の環境基準達成地点数(大気、公共用水域、地下水質及び土壌)	すべての調査地点で達成(H24)	すべての調査地点で達成(H30)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
国・県指定文化財の新規指定件数	-	25件 (H30)	新やまなしの教育振興プラン(H26～30)において設定
自然環境保全地区面積(自然造成地区は除く。)	3,650ha (H24)	3,650ha (H30)	山梨県自然環境保全条例に基づく指定面積
鳥獣保護区等指定面積	74,795.9ha (H24)	74,795.9ha (H28)	第11次鳥獣保護管理事業計画(H24～28)において設定
自然公園等利用者数	4,179万人(H24)	4,400万人(H30)	県内の国立公園、国定公園、県立自然公園の利用者数
県内の山小屋トイレの整備率	87.0% (H25)	91.0% (H30)	県内の山小屋のトイレの内、環境配慮型に整備されたものの割合

見直し後			
指標の項目	基準値	目標値	備考
大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄)	3/3 (H24)	3/3 (H35)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
大気汚染に係る環境基準達成率(一酸化炭素)	2/2 (H24)	2/2 (H35)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
大気汚染に係る環境基準達成率(浮遊粒子状物質)	12/12 (H24)	12/12 (H35)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化窒素)	11/11 (H24)	11/11 (H35)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
大気汚染に係る環境基準達成率(微小粒子状物質)	5/5 (H24)	6/6 (H35)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
エコドライブ宣言車両率	20.1% (H24)	22.5% (H32)	山梨県地球温暖化対策実行計画(H29～H42)において設定
水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD)	河川22地点中19地点(H25)	河川22地点中22地点(H35)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)	湖沼5地点中3地点(H25)	湖沼5地点中5地点(H35)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
ダイオキシン類の環境基準達成地点数(大気、公共用水域、地下水質及び土壌)	すべての調査地点で達成(H24)	すべての調査地点で達成(H35)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
国・県指定文化財の新規指定件数	703件 (H30)	728件 (H35)	新やまなしの教育振興プラン(H31～35)において設定
自然環境保全地区面積(自然造成地区は除く。)	3,650ha (H24)	3,650ha (H35)	山梨県自然環境保全条例に基づく指定面積
鳥獣保護区等指定面積	74,795.9ha (H29)	74,795.9ha (H33)	第12次鳥獣保護管理事業計画(H29～33)において設定
自然公園等利用者数	4,179万人(H24)	5,720万人(H35)	県内の国立公園、国定公園、県立自然公園の利用者数
県内の山小屋トイレの整備率	89.9% (H30)	91.3% (H35)	県内の山小屋のトイレの内、環境配慮型に整備されたものの割合

第2次山梨県環境基本計画「施策の方向」見直し(環境指標)

見直し前			
指標の項目	基準値	目標値	備考
(新規)			
富士山科学カレッジ修了者数	29人/年 (H24)	32人/年 (H30)	富士山科学研究所で開催 する富士山科学カレッジの 年間修了者数
環境学習指導者派遣事業参加者数	3,133人/年 (H15～24平均)	3,100人/年 (H30)	やまなしエコティーチャーを 派遣した研修会等の年間 参加人数
環境美化活動参加者数	546,285人/年 (H15～24平均)	540,000人/年 (H30)	やまなしクリーンキャンペー ン年間参加者数
土木施設環境ボランティア数	71団体 (H20)	86団体 (H26)	山梨県社会資本整備重点 計画-第2次-(H20～26)に おいて設定
環境情報センター利用者数	6,661人/年 (H24)	12,000人/年 (H30)	富士山科学研究所内の環 境情報センターの年間利 用者数
やまなしの環境アクセス数	9,146件/年 (H24)	12,000件/年 (H30)	県HP掲載の本県の環境情 報をまとめた「やまなしの 環境」への年間アクセス数
環境に関するフォーラム、国際シン ポジウム参加者数	262人/年 (H24)	300人/年 (H30)	富士山科学研究所におけ るシンポジウム等の年間 参加者数
エコファーマー認定者数	7,414人 (H22)	7,800人 (H26)	やまなし農業ルネサンス大 綱(H23～26)において設定

見直し後			
指標の項目	基準値	目標値	備考
生物多様性の言葉の認知度	46%(H26)	75%以上(H35)	H26年度世論調査(内閣府)、生 物多様性国家戦略2012-2020 H31年度目標を参考に設定
富士山科学カレッジ修了者数	14人/年 (H30)	15人/年 (H35)	富士山科学研究所で開催する 富士山科学カレッジの年間修 了者数
環境学習指導者派遣事業参加者数	3,126人/年 (H23～29平均)	3,500人/年 (H35)	やまなしエコティーチャーを派 遣した研修会等の年間参加人 数
環境美化活動参加者数	496,512人/年 (H26～29平均)	500,000人/年 (H35)	やまなしクリーンキャンペー ン年間参加者数
土木施設環境ボランティア数	71団体 (H20)	101団体 (H35)	行政評価による取組
富士山科学研究所内の環境情報セン ター利用者数	4,640人/年 (H30)	4,800人/年 (H35)	富士山科学研究所内の環境情 報センターの年間利用者数
やまなしの環境アクセス数	9,146件/年 (H24)	20,000件/年 (H35)	県HP掲載の本県の環境情報 をまとめた「やまなしの環境」への 年間アクセス数
環境に関するフォーラム、国際シン ポジウム参加者数	157人/年 (H30)	165人/年 (H35)	富士山科学研究所におけるシ ンポジウム等の年間参加者数
やまなしGAPの認証者数	31者 (H29)	100者 (H31)	やまなしGAP認証制度の認証 者数

第2次山梨県環境基本計画「施策の方向」見直し(見直し部分全体)

分野	細節 No	項目	施策 No.	施策の方向(旧)
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1-1	生活様式等の転換の促進	(1) 日常生活において、過剰包装の辞退、長寿命製品の使用、使い捨て製品の購入や使用の自粛など、ごみの発生抑制に向けた消費行動の促進や省資源、省エネルギーの重要性について意識啓発を積極的に進めます。
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1-1	生活様式等の転換の促進	(2) 事業活動において、廃棄物の発生の少ない製品の開発や製造・販売の促進、使い捨て製品の製造、販売及び過剰包装の自粛や省資源、省エネルギーへの取組を促進します。
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1-1	生活様式等の転換の促進	(3) 廃棄物の発生の少ない製品やリサイクル可能な製品など、環境への負荷の少ない製品を購入するグリーン購入や地産地消を推進するとともに、県民等への普及啓発を進めます。
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1-1	生活様式等の転換の促進	(4) 県民、民間団体、事業者、行政など全ての主体がごみ減量化へ取り組む運動を展開し、全県的なごみ減量化の機運を醸成します。
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1-1	生活様式等の転換の促進	(5) 産業廃棄物を一定量以上排出する事業者等に対して、産業廃棄物の減量化や再生利用など適正処理に関する内容を含む産業廃棄物処理計画の策定を促進し、その適切な運用を徹底します。
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1-1	生活様式等の転換の促進	(6) 一般廃棄物の減量化等を促進するため、一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の減量化等を推進する市町村に対して技術的な支援を行います。
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1-1	生活様式等の転換の促進	(7) 環境に配慮した事業活動を促進するため、環境管理に関する国際規格であるISO14001など環境マネジメントシステムを認証取得する事業者に対して一定要件のもと融資を行います。
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1-1	生活様式等の転換の促進	(8) 環境に配慮した事業活動を促進するための研究会の開催やISO14000シリーズの認証取得のためのアドバイザーを派遣します。
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1-1	生活様式等の転換の促進	(9) 「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に基づき、県民らが事業者として、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るなど、環境への負荷の低減と地球温暖化の防止に取り組みます。
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1-2	資源の循環的な利用の促進	(1) 「容器包装リサイクル法」及び「山梨県分別収集促進計画」に基づき、容器包装の適切なリサイクルが図られるよう、市町村が行う分別の徹底や資源の効率的な回収に対し技術的な支援を行うとともに、県民への普及啓発を行います。
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1-2	資源の循環的な利用の促進	(2) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(家電リサイクル法)」の、適正・円滑な推進に向けた普及啓発を行い、冷蔵庫、テレビ等特定家庭用機器のリサイクルを促進します。
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	1-2	資源の循環的な利用の促進	(6) 建設廃棄物について、廃棄物処理業者に対する適正なりサイクルの指導を行うとともに、「山梨県建設リサイクル推進計画2011」に基づき、県の発注する建設工事において発生する建設廃棄物の再資源化・縮減率の向上及び建設資材として利用可能な再生資材の活用や建設発生土の利用促進を図ります。
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり			新規
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり			新規
1	環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり			新規

細節 No	項目	施策 No.	施策の方向(新)	見直し理由
1-1	生活様式等の転換の促進	(1)	マイバッグ運動によるレジ袋の削減など日々の生活の中で実践できるエコ活動を県民や事業者が連携して取り組むことにより、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進します。	現状の施策と合わせて、項目を統合
1-1	生活様式等の転換の促進	(2)	同左	(3) (2)に番号変更
1-1	生活様式等の転換の促進	(3)	同左	(4) (3)に番号変更
1-1	生活様式等の転換の促進	(4)	同左	(5) (4)に番号変更
1-1	生活様式等の転換の促進	(5)	同左	(6) (5)に番号変更
1-1	生活様式等の転換の促進	(6)	同左	(7) (6)に番号変更
1-1	生活様式等の転換の促進	(7)	同左	(8) (7)に番号変更
1-1	生活様式等の転換の促進	(8)	同左	(9) (8)に番号変更
1-2	資源の循環的な利用の促進	(1)	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」及び「山梨県分別収集促進計画」に基づき、容器包装の適切なリサイクルが図られるよう、市町村が行う分別の徹底や資源の効率的な回収に対し技術的な支援を行うとともに、県民への普及啓発を行います。	字句修正
1-2	資源の循環的な利用の促進	(2)	「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の、適正・円滑な推進に向けた普及啓発を行い、冷蔵庫、テレビ等特定家庭用機器のリサイクルを促進します。	字句修正
1-2	資源の循環的な利用の促進	(6)	建設廃棄物について、廃棄物処理業者に対する適正なりサイクルの指導を行うとともに、「山梨県建設リサイクル推進計画2016」に基づき、県の発注する建設工事において発生する建設廃棄物の再資源化・縮減率の向上及び建設資材として利用可能な再生資材の活用や建設発生土の利用促進を図ります。	山梨県リサイクル推進計画2016を策定
1-2	資源の循環的な利用の促進	(10)	製造・流通・小売・消費の各段階で発生する食品ロスを削減するため、事業者・県民の意識啓発やフードチェーン全体での食品ロス削減の推進に取り組みます。	食品ロス対策
1-2	資源の循環的な利用の促進	(11)	県民や事業者の自主的な減量や食品ロス削減の推進を図ります。	食品ロス対策
1-3	廃棄物の適正処理の推進	(6)	災害時における廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するため、平常時、応急対応時、復旧・復興時における体制整備の充実を図ります。	災害廃棄物処理対策

第2次山梨県環境基本計画「施策の方向」見直し(見直し部分全体)

分野	細節 No	項目	施策 No.	施策の方向(旧)
1		環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり		新規
3	3-1	多様な自然環境の保全	(3)	多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境等に配慮し、自然環境と調和した河川整備を推進します。
3	3-1	多様な自然環境の保全	(4)	温泉資源の保護を図るため、温泉資源調査などを実施するとともに、可燃性天然ガスによる事故の未然防止や適正な利活用に向けた取組を進めます。
3	3-1	多様な自然環境の保全	(5)	本県特有の農村景観や恵まれた生態系等を保全するため、自然環境に配慮しつつ農業生産基盤の整備を進めるとともに、地域住民による景観形成活動や生態系保全等の取り組みを推進します。
3	3-1	多様な自然環境の保全	(6)	県森林面積の46%を占める県有林では、環境への配慮など国際的な基準により認められた管理経営を進めます。
3		生物多様性に富んだ自然共生社会づくり		新規
3		生物多様性に富んだ自然共生社会づくり		新規
3	3-3	自然公園等の管理進	(1)	優れた自然環境を保全していくため、自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物の指定を行い、開発行為等の規制による保全に努めるとともに、自然の劣化が見られる場合は、適切な手法により本来の自然環境の再生に努めます。
3	3-3	自然公園等の管理進	(2)	自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物については、地元の協力を得ながら、巡視、清掃活動を推進するとともに、市町村が行う管理用道路や解説板などの整備に助成します。
3	3-3	自然公園等の管理進	(3)	自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物を自然監視員・山岳レインジャーが巡回監視することで、自然環境保全を図るとともに、訪れる人々への自然環境保護意識の高揚を図ります。
3	3-2	野生動植物の保護と適正な管理の推進	(2)	ニホンジカ、イノシシ等、個体数の管理が必要な鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の適正な管理を行います。
3	3-2	野生動植物の保護と適正な管理の推進	(7)	学術上価値の高い動物、植物について、文化財(天然記念物)としてその保護を図ります。
3	3-2	野生動植物の保護と適正な管理の推進	(4)	山岳レインジャーの巡回監視活動により、自然植生の分布地域や天然記念物、自然記念物等の保護に向けた取組を推進します。
3	3-2	野生動植物の保護と適正な管理の推進	(6)	在来種の生息を脅かす外来生物の繁殖抑制や人為的な移入防止に努めます。

細節 No	項目	施策 No.	施策の方向(新)	見直し理由
1-3	廃棄物の適正処理の推進	(7)	発生した災害の状況や規模に応じ、必要となる広域的处理体制を迅速に構築するため、県内外における自治体間等の連携強化に努めます。	災害廃棄物処理対策
3-1	豊かな生物多様性を保全・再生する取組みの推進	(3)	原生的な自然や自然環境を保全するうえで重要な野生動植物の生息・生育地として、自然に委ねることを基本とし、必要に応じて、植生の復元など森林生態系を適切に保全、管理します。	重点2-1(7)の施策を再掲
3-1	豊かな生物多様性を保全・再生する取組みの推進	(4)	多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境等に配慮し、自然環境と調和した河川整備を推進します。	(3) (4)に番号変更
3-1	豊かな生物多様性を保全・再生する取組みの推進	(5)	環境に配慮した工法の導入等により、自然にやさしい治山・林道技術の向上を図ります。	重点2-1(8)の施策を再掲
3-1	豊かな生物多様性を保全・再生する取組みの推進	(6)	本県特有の農村景観や恵まれた生態系等を保全するため、自然環境に配慮しつつ農業生産基盤の整備を進めるとともに、地域住民による景観形成活動や生態系保全等の取り組みを推進します。	(5) (6)に番号変更
3-1	豊かな生物多様性を保全・再生する取組みの推進	(7)	荒廃した人工林を間伐し、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導します。	生物多様性戦略の策定
3-1	豊かな生物多様性を保全・再生する取組みの推進	(8)	長期間放置され、草木の繁茂により荒廃した里山林における不要木や侵入竹の除去等を行い里山を再生します。	生物多様性戦略の策定
3-1	豊かな生物多様性を保全・再生する取組みの推進	(9)	優れた自然環境を保全していくため、自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物の指定を行い、開発行為等の規制による保全に努めるとともに、自然の劣化が見られる場合は、適切な手法により本来の自然環境の再生に努めます。	3-3(1) 3-1(9)に番号変更
3-1	豊かな生物多様性を保全・再生する取組みの推進	(10)	自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物については、地元の協力を得ながら、巡視、清掃活動を推進します。	市町村への助成は現在していないため
3-1	豊かな生物多様性を保全・再生する取組みの推進	(11)	自然環境保全地区及び自然記念物を自然監視員が巡回監視することで、自然環境保全を図るとともに、訪れる人々への自然環境保護意識の高揚を図ります。	現状の施策と合わせて、字句修正
3-2	野生動植物の保護と適正な管理の推進	(2)	ニホンジカ、イノシシ等、個体数の管理が必要な鳥獣については、第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の適正な管理を行います。	特定鳥獣管理計画は、平成26年の法改正により、第1種、第2種の区分に整理
3-2	野生動植物の保護と適正な管理の推進	(4)	同左	(7) (4)に番号変更
3-2	野生動植物の保護と適正な管理の推進	(5)	山岳レインジャーや自然監視員の巡回監視活動により、自然植生の分布地域の把握や高山植物、天然記念物、自然記念物等の保護に向けた取組を推進します。	現状の施策と合わせて、字句修正
3-2	野生動植物の保護と適正な管理の推進	(6)	アライグマなど、農業被害や人的被害を引き起こしたり、在来種の生息を脅かす特定外来生物の繁殖抑制や人為的な移入防止に努めます。	字句修正

第2次山梨県環境基本計画「施策の方向」見直し(見直し部分全体)

分野	細節 No	項目	施策 No.	施策の方向(旧)
3		生物多様性に富んだ自然共生社会づくり		新規
3	3-5	環境影響評価制度の実施等	(1)	公共事業や大規模な開発行為等による環境への負荷の軽減を図ることにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保を図るため、「山梨県環境影響評価条例」等に基づく環境影響評価制度の適正な運用を行います。
3	3-5	環境影響評価制度の実施等	(2)	環境影響評価制度の実効性を高めるため、県民や事業者等への情報提供等を行います。
3	3-4	自然とのふれあいの増進	(5)	生態系の保全や自然とのふれあいの場の確保、周辺の自然環境との調和を図るなど環境に配慮した整備を推進します。
3				新規
3	3-1	多様な自然環境の保全	(6)	県森林面積の46%を占める県有林では、環境への配慮など国際的な基準により認められた管理経営を進めます。
3				新規
3				新規
3	3-4	自然とのふれあいの増進	(6)	山岳地域においては、自然環境の保全と自然景観の確保を目的に、登山道や山小屋のトイレの改善・設置を図るための取組を進めます。
3	3-4	自然とのふれあいの増進	(7)	山岳景観、豊かな自然や果物をはじめとする様々な農産物などの農山村資源を生かし、都市農村交流や二地域居住を促進していきます。
3	3-4	自然とのふれあいの増進	(8)	自然散策やフットパス、スポーツ体験、フルーツ狩りなど、本県の地域資源を生かした体験プログラムの開発を推進します。
3	3-4	自然とのふれあいの増進	(9)	温泉や森林、高原気候などの地域資源を活用した健康プログラムを提供することにより、環境との共生を図りながら、観光振興や健康増進を目指すウェルネスツーリズムを推進します。
3	3-1	多様な自然環境の保全	(4)	温泉資源の保護を図るため、温泉資源調査などを実施するとともに、可燃性天然ガスによる事故の未然防止や適正な利活用に向けた取組を進めます。

細節 No	項目	施策 No.	施策の方向(新)	見直し理由
3-2	野生動植物の保護と適正な管理の推進	(7)	オオキンケイギクなど特定外来生物の調査結果等を積極的に提供し、民間団体等との連携により、地域の取り組みを促進します。	生物多様性戦略の策定
3-3	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(1)	同左	3-5(1) 3-3(1)に番号変更
3-3	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(2)	同左	3-5(2) 3-3(2)に番号変更
3-3	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(3)	同左	3-4(5) 3-3(3)に番号変更
3-3	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(4)	山梨県緑化計画に、緑化の推進によるSDGsの目標達成やグリーンインフラの推進を新たに盛り込み、県民、企業・団体などの多様な主体と協働・連携して推進します。	緑化計画の中間見直しを反映
3-3	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(5)	同左	3-1(6) 3-3(5)に番号変更
3-3	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(6)	やまなしGAP(農業生産工程管理)手法導入基準書にもとづき、GAPの取り組みを適切に実施している個人、法人、生産団体等を認証し、「安全・安心な農産物の生産」や「環境に配慮した生産」などを推進します。	生物多様性戦略の策定
3-3	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(7)	都市住民と地域住民との交流・連携を促進するとともに、里山に関わるNPO等と協働で森林ボランティア等の支援や里山の新たな利活用を図りながら、県民参加の里山活動を推進します。	生物多様性戦略の策定
3-3	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(8)	同左	3-4(6) 3-3(8)に番号変更
3-3	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(9)	同左	3-4(7) 3-3(9)に番号変更
3-3	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(10)	同左	3-4(8) 3-3(10)に番号変更
3-3	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(11)	同左	3-4(9) 3-3(11)に番号変更
3-3	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(12)	同左	3-1(4) 3-3(12)に番号変更

第2次山梨県環境基本計画「施策の方向」見直し(見直し部分全体)

分野	細節No	項目	施策No.	施策の方向(旧)
3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり			新規
3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり			新規
3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	3-4	自然とのふれあいの増進	(1) ハヶ岳自然ふれあいセンターなどの県有施設における体験学習をはじめとした、自然とのふれあいを目的とした各種講座の開催など、自然環境の保全、保護意識の向上を図るための普及啓発を進めます。
3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	3-4	自然とのふれあいの増進	(4) 森林内での体験活動や森林環境教育の場として「森林文化の森」の積極的な活用
3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	3-4	自然とのふれあいの増進	(2) 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑づくりの専門家の養成や緑化活動に関する情報提供等を行います。
3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	3-4	自然とのふれあいの増進	(3) 森林や緑を大切にすることを育てるため、小学生以下の児童を対象とした、環境教育プログラムを推進します。
3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり			新規
3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	3-2	野生動植物の保護と適正な管理の推進	(5) 様々な主体と連携を図るなかで、愛鳥週間など関連行事を活用したイベントを実施し鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、これらの活動への県民、民間団体、事業者等の積極的な参加を促進します。
3	生物多様性に富んだ自然共生社会づくり			新規
4	地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4-1	地球温暖化の防止	(1) 「山梨県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民、民間団体、事業者、市町村との連携を図りながら実効性のある取組を推進します。
4	地球環境の保全に貢献する地域社会づくり			新規
4	地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4-1	地球温暖化の防止	(2) 市町村における地方公共団体実行計画の策定や計画に基づく取組を支援します。
4	地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4-1	地球温暖化の防止	(3) 「山梨県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、地球温暖化対策の重要性についての普及啓発、相談・助言などを行います。

細節No	項目	施策No.	施策の方向(新)	見直し理由
3-3	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(13)	鳥獣害対策として捕獲したニホンジカのジビエや皮製品としての有効利用を推進します。	生物多様性戦略の策定
3-3	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(14)	生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークとして、甲武信ユネスコエコパークの登録を推進します。	生物多様性戦略の策定
3-4	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(1)	同左	項目名変更
3-4	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(2)	同左	(4) (2)に番号変更
3-4	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(3)	県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑に関する学習機会を提供するとともに、樹木医による緑化相談や緑サポーターなど緑づくりの専門家の養成及び緑化活動に関する情報提供等を行います。	緑化計画記載内容に統一
3-4	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(4)	森林や緑を大切にすることを育てるため、小学生以下の児童を対象とした、緑を活用した教育プログラムを推進します。	緑化計画記載内容に統一
3-4	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(5)	子供たちが、山梨の豊かな自然や多様な生物への理解を深め、それらに対する愛情をもつことができるように、郷土学習教材「ふるさと山梨」を活用した郷土学習の推進を図ります。	生物多様性戦略の策定
3-4	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(6)	同左	3-2(5) 3-4(6)に番号変更
3-4	生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進	(7)	県民の貴重な財産である豊かな自然環境の保全や貴重な動植物の生態系を守るため、各種イベントやパンフレットなどを通じて適切な知識の普及を図ります。	生物多様性戦略の策定
4-1	地球温暖化の防止	(1)	「山梨県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民、民間団体、事業者、市町村との連携を図りながら、「やまなしくールチョイス県民運動」など実効性のある取組を推進します。	気候変動対策
4-1	地球温暖化の防止	(2)	温室効果ガスを減らす「緩和策」に加え、温暖化による悪影響に備える「適応策」を「山梨県地球温暖化対策実行計画」において提示するとともに、本県の気候変動適応計画として位置づけ、農業・林業分野や健康分野など幅広い取組を推進します。	気候変動対策
4-1	地球温暖化の防止	(3)	市町村における計画の策定や取組を支援します。	字句修正
4-1	地球温暖化の防止	(4)	同左	(3) (4)に番号変更

第2次山梨県環境基本計画「施策の方向」見直し(見直し部分全体)

分野	細節No	項目	施策No.	施策の方向(旧)
地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	4-1	地球温暖化の防止	(4)	地域や家庭において地球温暖化対策に関する普及啓発や実践活動へのアドバイスを行う「地球温暖化防止活動推進員」の活動を通じ、市町村、団体などを支援します。
	4-1	地球温暖化の防止	(5)	日常生活に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、広報誌などによる情報提供、家庭における温室効果ガス削減対策の実践を促進させる取組を行います。
	4-1	地球温暖化の防止	(6)	エネルギー効率に優れた次世代自動車の普及拡大を推進します。
	4-1	地球温暖化の防止	(7)	アイドリングストップ等エコドライブの普及啓発を図ります。
	4-1	地球温暖化の防止	(8)	自家用車と鉄道、バスを組み合わせたパークアンドライドの普及啓発やエコ通勤の推進等により、公共交通の利用を促進し、自動車の交通量の低減を図ります。
	4-1	地球温暖化の防止	(9)	「山梨県地球温暖化対策条例」に基づき、適切な森林整備を行うことで森林吸収量の目標の達成を図ります。
	4-1	地球温暖化の防止	(10)	森林による二酸化炭素の固定化を促進するため、公共施設や公共工事等における県産木材の利用や県産木材を使用した木造住宅の需要の拡大など、木材資源の循環利用を推進します。
	4-1	地球温暖化の防止	(11)	県有林内における適切な間伐などによる二酸化炭素の吸収量をクレジット化し、カーボン・オフセットに取り組む企業、団体等へ販売するとともに、その収益を県有林の森林整備に活用します。
	4-2	クリーンエネルギーの導入促進	(3)	クリーンエネルギーである水素を活用する家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発を図るとともに、水素・燃料電池関連産業の集積と育成を図ります。
	持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり	5-1	多様な環境教育・環境学習の推進	(2)
5-1		多様な環境教育・環境学習の推進	(3)	学校、民間団体、地域と連携する中で、こどもエコクラブや緑の少年隊などの活動の促進を図るとともに、高齢者に対しても環境について学ぶ機会を提供します。
持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり	5-3	環境に関する活動の展開	(1)	県、民間団体、事業者、市町村が協働して行うやまなしクリーンキャンペーンなど、身近な環境保全活動への参加機会の提供により、環境に配慮した行動の定着を図ります。
持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり	5-3	環境に関する活動の展開	(7)	県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑づくりの専門家の養成や緑化活動に関する情報提供等を行います。
環境の保全と創造のための基盤づくり				新規
重点1	重1-2	優れた景観の保全	(1)	「富士山包括的保存管理計画」の見直しや富士山の文化的な価値の啓発などを行い、世界文化遺産である富士山を世界に誇れる山として保全し、その美しい景観を将来に引き継いでいくための取組に努めます。

細節No	項目	施策No.	施策の方向(新)	見直し理由
4-1	地球温暖化の防止	(5)	同左	(4) (5)に番号変更
4-1	地球温暖化の防止	(6)	日常生活に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、広報誌などによる情報提供や環境家計簿アプリ「えこメモ」の普及を通じて、家庭における二酸化炭素排出量削減の取組を促進します。	気候変動対策
4-1	地球温暖化の防止	(7)	同左	(6) (7)に番号変更
4-1	地球温暖化の防止	(8)	同左	(7) (8)に番号変更
4-1	地球温暖化の防止	(9)	同左	(8) (9)に番号変更
4-1	地球温暖化の防止	(10)	同左	(9) (10)に番号変更
4-1	地球温暖化の防止	(11)	同左	(10) (11)に番号変更
4-1	地球温暖化の防止	(12)	同左	(11) (12)に番号変更
4-2	クリーンエネルギーの導入促進	(3)	「やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップ」に基づき、家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発による水素エネルギーの利用拡大、CO2フリー水素サプライチェーンの構築、水素・燃料電池関連産業の振興を図ります。	水素利用の拡大
5-1	多様な環境教育・環境学習・エネルギー教育の推進	(2)	学校教育や社会教育における、環境学習や自然体験活動、エネルギー教育等を通して、特色のある環境教育を推進するとともに、環境保全活動につなげる取組を進めます。	エネルギー教育は環境学習や自然体験活動には含まれないため
5-1	多様な環境教育・環境学習・エネルギー教育の推進	(3)	学校、民間団体、地域との連携を図る中で、こどもエコクラブや緑の少年隊などの活動の促進を図るとともに、高齢者に対しても緑について学ぶ機会を提供します。	緑化計画記載内容に統一
5-3	環境に関する活動の展開	(1)	県、民間団体、事業者、市町村が協働して行うやまなしクリーンキャンペーンなど、身近な環境保全活動へSNS等による周知による参加機会の提供により、環境に配慮した行動の定着を図ります。	SNS活用の追加
5-3	環境に関する活動の展開	(7)	県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑に関する学習機会を提供するとともに、樹木医による緑化相談や緑サポーターなど緑づくりの専門家の養成及び緑化活動に関する情報提供等を行います。	緑化計画記載内容に統一
6-4	ICTの活用	(1)	ICT技術を活用した効率的な森林調査手法の確立や集材現場における作業の効率化の研究を進めるとともに、これらの新技術を活用できる人材の育成を進めます。	ICTの活用
重1-2	優れた景観の保全	(1)	「富士山包括的保存管理計画」等に基づき、富士山の文化的な価値の啓発などを行い、世界文化遺産である富士山を世界に誇れる山として保全し、その美しい景観を将来に引き継いでいくための取組に努めます。	保存管理計画の見直しは完了したため

第2次山梨県環境基本計画「施策の方向」見直し(見直し部分全体)

分野	細節 No	項目	施策 No.	施策の方向(旧)
重点1	富士山及び周辺地域の良好な環境の保全	重1-2	優れた景観の保全	(3) 富士五湖など構成資産周辺や幹線道路沿いの屋外広告物について県条例の規制を強化(景観保全型広告規制地区を指定)するなど、景観と調和した秩序ある地域づくりを進めます。
重点2	健全な森林・豊かな緑の保全	重2-2	森林環境教育の推進	(2) 森林や緑を大切にすることを育てるための、環境教育プログラムを推進します。
重点2	緑化の推進			新規
重点2	緑化の推進	重2-3	緑化の推進	(1) 緑化活動に対する理解を深めるため、民間団体、市町村等関係機関との連携のもと、各種イベントを開催し、緑化の推進に関する普及啓発を進めます。
重点2	緑化の推進	重2-3	緑化の推進	(2) 多くの県民が利用する公用、公共施設等の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進します。
重点2	緑化の推進	重2-3	緑化の推進	(3) 植樹する場所の気象条件や土壌条件を十分考慮し、また、周辺環境の状況に応じた樹種や郷土種を中心に選定し、質の高い緑化を進めます。
重点2	緑化の推進	重2-3	緑化の推進	(4) 緑豊かな生活環境をつくるため、地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取組を促進します。
重点2	健全な森林・豊かな緑の保全	重2-3	緑化の推進	(5) 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑づくりの専門家の養成や緑化活動に関する情報提供等を行います。
重点2	健全な森林・豊かな緑の保全			新規
重点3	持続可能な水循環社会づくり	重3-1	健全な水循環の維持	(1) 健全な水循環系の構築と水を生かした地域振興を図るため、「やまなし水政策ビジョン」に基づき、施策の展開を図ります。
重点3	持続可能な水循環社会づくり			新規
重点3	持続可能な水循環社会づくり			新規
重点4	環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり	重4-2	環境の保全に資する農業の促進	(1) 環境への負荷を低減する栽培技術の開発と普及、定着を図り、化学肥料、化学合成農薬の使用を低減した栽培など環境保全型農業の普及を促進するとともに、環境への負荷の少ない農業を営むエコファーマーの認定制度を支援します。
重点5	廃棄物等の発生抑制等の推進			新規
重点7	クリーンエネルギーの導入促進等による地球温暖化対策の推進	重7-1	クリーンエネルギーの導入促進	(3) クリーンエネルギーである水素を活用する家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発を図るとともに、水素・燃料電池関連産業の集積と育成を図ります。

細節 No	項目	施策 No.	施策の方向(新)	見直し理由
重1-2	優れた景観の保全	(3)	富士五湖など世界文化遺産構成資産周辺や幹線道路沿いの屋外広告物について県条例の規制を強化(景観保全型広告規制地区を指定)するなど、景観と調和した秩序ある地域づくりを進めます。	字句修正
重2-2	森林環境教育の推進	(2)	森林や緑を大切にすることを育てるための、緑を活用した教育プログラムを推進します。	緑化計画記載内容に統一
重2-3	緑化の推進	(1)	山梨県緑化計画に、緑化の推進によるSDGsの目標達成やグリーンインフラの推進を新たに盛り込み、県民、企業・団体などの多様な主体と協働・連携して推進します。	緑化計画の中間見直しを反映
重2-3	緑化の推進	(2)	同左	(1) (2)に番号変更
重2-3	緑化の推進	(3)	同左	(2) (3)に番号変更
重2-3	緑化の推進	(4)	植樹する場所の気象条件や土壌条件を十分考慮し、また、周辺環境の状況に応じた樹種や郷土種を中心に養成し、公共施設において質の高い緑化を進めます。	緑化計画記載内容に統一
重2-3	緑化の推進	(5)	同左	(4) (5)に番号変更
重2-3	緑化の推進	(6)	県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑に関する学習機会を提供するとともに、樹木医による緑化相談や緑サポーターなど緑づくりの専門家の養成及び緑化活動に関する情報提供等を行います。	緑化計画記載内容に統一
重2-4	ふれあいの機会の提供	(3)	公共建築物等の木造化・木質化の促進や普及啓発など、県産材の利用拡大に向けた取り組みを進めます。	木材利用の拡大
重3-1	健全な水循環の維持	(1)	健全な水循環系の構築と水を生かした地域や産業の振興を図るため、「やまなし水政策ビジョン」及び「やまなし水」ブランド戦略に基づき、施策の展開を図ります。	やまなし「水」ブランド戦略の策定
重3-4	水を活かした地域づくり	(1)	「水」を地域資源とした持続可能な地域づくりの実現を目指します。	「水」を地域資源とした地域づくり・活性化
重3-4	水を活かした地域づくり	(2)	「水」の魅力を活かした県のイメージアップや地域・産業の活性化を推進します。	「水」を地域資源とした地域づくり・活性化
重4-2	環境の保全に資する農業の促進	(1)	やまなしGAP(農業生産工程管理)手法導入基準書にもとづき、GAPの取り組みを適切に実施している個人、法人、生産団体等を認証し、「安全・安心な農産物の生産」や「環境に配慮した生産」などを推進します。	新・やまなし農業大綱を反映
重5-2	不法投棄対策等の推進	(4)	使い捨てプラスチック製品等の削減、プラスチックの代替品の利用促進、プラスチックごみの減量化、河川等の環境美化活動等を推進します。	プラスチックごみ対策
重7-1	クリーンエネルギーの導入促進	(3)	「やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップ」に基づき、家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発による水素エネルギーの利用拡大、CO2フリー水素サプライチェーンの構築、水素・燃料電池関連産業の振興を図ります。	水素利用の拡大

山梨県生物多様性戦略（仮称）の概要

森林環境部
みどり自然課

生物多様性について

生物多様性とは

「多様な生きものがそれぞれに個性やはたらきを持ち、支え合って生きていること」を言い、生物多様性条約では「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、次の3つのレベルで多様性があるとしています。

生態系の多様性

森林、草原、湿原、里地域、河川、海洋などの環境に応じて様々な生態系が存在すること。

種の多様性

それぞれの生態系に適応して、さまざまな種類の動植物が生息・生育していること。

遺伝子の多様性

同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでの違いがあること。

生物多様性の恵み（生態系サービス）

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。これらの生態系がもたらす恵みを「生態系サービス」と呼ばれ、4つに分類され、すべての生命が存立する基盤を整えています。

基盤サービス

光合成による酸素の供給、生息地、水、土壌の形成、栄養塩の循環など

供給サービス

食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源の提供など

調整サービス

気候の調節、水の浄化作用、自然災害の防止など

文化的サービス

精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会の提供など

生物多様性の4つの危機

生物多様性損失の要因として、次の4つの危機に分類されています。

● 第1の危機(人間活動や開発による危機)

・森林伐採、開発行為等による生息・生育地の減少や環境の悪化、乱獲や盗掘など人間が引き起こす負の要因による影響

● 第2の危機(自然に対する働きかけの縮小による危機)

・里地里山の管理不足など、人口減少や高齢化、農業形態や生活様式の変化などにより、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響
・ニホンジカなどの分布拡大による農林業被害や生態系への影響

● 第3の危機(人間により持ち込まれたものによる危機)

・人間が近代的な生活を送るようになったことで持ち込まれた外来生物や化学物質などによる生態系への影響

● 第4の危機(地球環境の変化による危機)

・地球温暖化による生物多様性への深刻な影響。地球全体の平均気温が1.5～2.5℃以上上がると、約20～30%の動植物種の絶滅リスクが高まると予測されている。

山梨県の現状と課題

本県の主な取組

- 山梨県自然環境保全条例等により、32地区16,725haの自然環境保全地区、38か所の自然記念物、39か所の鳥獣保護区を指定
- 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例により、捕獲・採取等を禁止する指定希少野生動植物種等にキタダケソウなど22種を指定
- 平成17年に山梨県レッドデータブックを策定し、その後、希少野生動植物の状況に変化が見られたことから、平成30年に改訂
- 大規模な開発による環境への負荷をできる限り小さくするため山梨県環境影響評価条例を施行

<指定希少野生動植物種の例>



アツモリソウ



キタダケソウ



ライチョウ

本県の課題

- 各種開発や盗掘、里地里山の管理不足、外来種の侵入等人間活動による負の影響や地球温暖化等様々な要因により、森林や湖沼、河川などにおいて、生態系への影響や多くの野生動植物に絶滅のおそれが生じている。
- 豊かな自然の恵みを将来にわたり享受できる自然共生社会を構築するため、生物の多様性の保全・再生及び持続可能な利用を推進するための取組が必要となっている。
- 生物多様性の保全が、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献するものと認識し、取組を進めていく必要がある。

山梨県の自然特性

- 本県は、国内最大級の断層である中央構造線と糸魚川 - 静岡構造線の交わる場所に位置し、気候的にも北部を中心とした寒暑の差が大きい内陸型から、南部の表日本型まで変化が見られるため、自然環境の特性に応じた様々な動植物が生息・生育し、国内でも有数の生物多様性に富んだ豊かな生態系が形成されています。
- 県土面積の78%を占める森林は、本県の豊かな自然環境の基盤を成しており、二酸化炭素を吸収することにより、温暖化を防止し、また、木材の供給はもとより、森林によって育まれた水は、富士川、相模川、多摩川水系等により、流域の人々の暮らしや、産業を支えています。

山梨県生物多様性戦略の概要

県民の貴重な財産である豊かな自然の恵みを楽しめる自然共生社会を構築し、将来の世代に継承するため、第2次山梨県環境基本計画(期間:平成26年～平成35年)の第5章第3節を生物多様性基本法(第13条)に基づく生物多様性地域戦略として位置づけ、「山梨県生物多様性戦略」とする。

基本方針・理念

生物多様性に富んだ自然共生社会づくり

総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 豊かな生物多様性を保全・再生する取組みの推進
- 多様な自然環境の保全
(適切な森林の保全・保護、自然環境と調和した河川整備など)
- 里山の再生
(荒廃した人工林を針広混交林化、荒廃した里山林の再生など)
- 自然公園等の管理
(区域内の開発規制、自然監視員等による監視など)
- 野生動植物の保護と適正な管理の推進
- ニホンジカ等の個体数の適正な管理
- 希少野生動植物種の保護
(希少種保護条例による採取等の規制、モニタリングの実施など)
- 特定外来生物の繁殖抑制や移入防止及び特定外来生物の調査結果等の積極的提供による地域の取り組みの推進
- 生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進
- 環境影響評価制度の実施等
- 自然環境に配慮した農林業の推進
(FSC森林認証による林業、環境に配慮した農業の推進など)
- 持続可能な利用の推進
(ユネスコエコパークの推進、国立公園の利用促進、ウエルネスツーリズムの推進、獣害対策で捕獲したシカのジビエ等の有効活用など)
- 生物多様性の重要性への県民理解の増進と主体的な行動の促進
- 自然とのふれあいの増進
- 自然共生社会づくりに向けた地域づくり・人づくり
(「ふるさと山梨」を活用した郷土学習の推進、各種イベントやパンフレット等を通じた適切な知識の普及など)

数値目標(環境指標)

	指標の項目	基準値	目標値
1	自然環境保全地区面積(自然造成地区は除く。)	3,650ha(H24)	3,650ha(H35)
2	鳥獣保護区等指定面積	74,795.9ha(H29)	74,795.9ha(H33)
3	自然公園等利用者数	4,179万人(H24)	5,720万人(H35)
4	県内の山小屋トイレの整備率	89.9%(H30)	91.3%(H35)
5	ニホンジカの推定生息数	69,917頭(H24)	33,000頭(H35)
6	獣害防止柵の整備による被害防止面積	3,531ha(H26)	4,500ha(H31)
7	希少な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率	50.6%(H26)	58.7%(H31)
8	森林整備の実施面積	4,685ha(H26)	6,000ha/年(H31) (H27～31の年平均)
9	生物多様性の言葉の認知度	46%(H26)	75%以上(H35)